

○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）

改正案	現行
<p>（罰金等に類する適用除外の課徴金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項から第五項までの決定（同法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十五条の十四第二項の規定による延滞金</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の課徴金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項又は第二項の決定（同法第八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十五条の十四第二項の規定による延滞金</p>